

## 求職者等農業雇用推進事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にある農業現場と求職者の雇用の創出を図るために、農業現場が作業員を雇用した際の賃金の一部を助成します。



### 1 補助対象者

対象者は、下記のいずれかの農業経営者です。

- ① コロナ禍の影響で、アルバイトを制限され休職中の者や解雇され求職中である者等を、農産物の生産、加工等に関する作業員として雇用した町内の農業者、農業法人、農業者が組織する団体
- ② 求職中である者を農産物の生産、加工等に関する作業員として雇用したコロナ禍の影響により人手不足の町内の農業者、農業法人、農業者が組織する団体

#### 雇用される方の要件

- ・ 補助事業者に平成31年4月1日から令和元年12月31日までの期間に雇用されていない者
- ・ 雇用日数が7日間以上ある者 等

### 2 補助金の額

作業員に支払う賃金の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（最長6ヶ月間）  
（作業員1人につき1日当たり3,000円上限、1補助事業者当たり180万円上限）

### 3 申請方法

農林振興課営農推進係へ申請ください。

※申請書類や要件など詳しくは、町のホームページをご覧ください。

[HP] ホーム>くらし>助成・手当>しごと（各業種別）>求職者等農業雇用推進事業補助金

## 農業求人情報紹介ページを開設しました

農業現場における労働力不足の解消を図るために、農業に関する求人情報の提供を町のホームページで始めました。※詳しくは、町のホームページをご覧ください。

[HP] ホーム>産業>農業振興課関連（農政畜産情報）>農業>農業求人情報紹介

## 農地の畦畔の草を払いましょう【お願い】

畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行うことによって、ほ場内の作業性の確保や病害虫の発生を低減することにつながります。除草作業を行う場合は、刈り取った草を側溝等に放置することのないように注意しましょう。

※雑草が繁茂すると、道路等の見通しも悪くなります。



除草作業前



除草作業後